

水田は、北西から南東方向に延びる畦畔を基軸とし、その畦畔間を小規模な畦畔によって区切られている。30次では地形の傾斜方向にほぼ一致する、北西から南東方向に直線的に走行する畦畔が数条確認されたことから、この畦畔を基軸とした区割り方法が想定されており、今回確認された水田跡はまさにこの想定に合った区割りによるものである。今回の調査によって、富沢遺跡における古墳時代前期の水田は、30次調査区から本調査区周辺にかけての地域に広がっていたことと、地形の傾斜方向に直線的な畦畔を造り、これを基軸としてその間を直交する畦畔でさらに区切る区割り方法によって造られた小区画水田であったことが明らかになった。

12層水田跡は弥生時代中期の水田跡と考えられ、6区画の水田区画が確認されたものの、そのほとんどは部分的な検出であった。30次では調査区南東部で弥生時代中期に属すると考えられる水田土壤が確認され、畦畔が1条検出されているが、本調査区から最も離れた位置での検出であり、さらに、南東部以外は水田域ではなかった可能性が高いことも指摘されていることから、本調査区水田跡と直接連続するものではない。また、道路を隔てて本調査区の東に隣接する88次調査では、弥生時代のみならず古墳時代から平安時代の水田跡も確認されていない。富沢遺跡内でも本調査区周辺の弥生時代水田跡については不明な点が多く、今後の課題である。

第2節 8層出土円形枠付き田下駄について

今回の調査では水田跡が検出された8層の上面から田下駄が出土している。出土位置は調査区南東隅の、水田跡に関連する施設と考えられるSX2性格不明遺構の東側である。この位置から出土した意味を説明する根拠は得られなかつたが、足板、横木、円形枠（輪櫛）の部材が組み合った状態で出土した例は全国的にもそれほど多くはなく、県内では初めての出土例である。

足板は膝柄平鋤の転用品であり、刃部寄りの一部を除いて着柄軸部の大部分が失われているものの、刃部の形状は良く保たれていることから、着柄軸部の欠損によって転用された可能性が考えられる。また、横木と輪櫛に焼けた痕跡は認められないのに対して、足板には焦痕が観察され、転用以前に火を受けていることがわかる。着柄軸部の欠損原因は焼失によるもの可能性も推測される。このような形状の膝柄平鋤は、県内では小牛田町山前遺跡と、未完成であるが田尻町新田柵跡推定地で確認され、また、仙台市中在家南遺跡、押口遺跡、高田B遺跡では刃部の分かれた膝柄叉鋤が出土している。いずれも古墳時代前期に属する時期のものであり、使用者側の面の刃部を、着柄軸部に近い部位から刃先にかけて削り込むことによって薄く仕上げる特徴がある。この削り込みは足板に転用された本調査区出土の膝柄平鋤にも認められる。樹種はクヌギ節であり、仙台平野では、弥生時代以来、鋤や鋤、堅杵等の農具に多く用いられている樹種である。

足板が膝柄平鋤の転用品であるのに対して、横木と輪櫛は田下駄製作のために用意されたものと考えられる。特に輪櫛については、マタタビ属の芯持ち材が用いられていることから、円形の枠に使用するため柔軟性のある蔓の特性によって選択されたものと考えられ、理に適った用材といえる。しかし足板には直接足が乗せられ、体重がかけられることから一般的に板目材が用いられるのに対して、本資料は膝柄平鋤の転用品であるため柾目材の足板になり、それほどの強度は期待できない。それは緒通し孔の穿孔が認められず、直接足に縛り付けたものと考えられる、堅牢な構造ではないことからも推測される。したがって、今回出土した円形枠付き田下駄は、耕作土を攪拌して水平にならす代踏みや、綠肥、根株の踏み込み作業等の重作業に使用されたものではなく、湿潤度の高い水田における身体の沈下防止用として、水田への立ち入りや収穫作業等に使われたものと考えられる。